

年金積立金の運用組織の改革

(年金積立金管理運用独立行政法人法)

特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）を受けて、年金積立金の管理及び運用を行う独立行政法人として、年金積立金管理運用独立行政法人を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等について定める。

1. 運用組織の概要

組 織

- 年金積立金の管理運用のための独立行政法人（名称：年金積立金管理運用独立行政法人）を創設し、年金資金運用基金を廃止。
- 目的及び業務：厚生労働大臣から寄託された年金積立金の管理及び運用。
→ 運用収益を年金特別会計に納付。

運 用

(運用委員会)

- 法人に運用委員会を置き、中期計画等を審議するとともに、運用状況など管理運用業務の実施状況を監視。
- 運用委員会は、経済・金融に関して高い識見を有する者などのうちから厚生労働大臣が任命した委員で組織。

(運用の基本方針)

- 法人は、中期計画において、長期的な観点からの資産構成割合（基本ポートフォリオ）等の運用の基本方針を策定。
- 運用の基本方針は、民間活動に与える影響に留意しつつ、安全かつ確実を基本とし、運用が特定の方法に集中せず、運用の目的に適合するものでなければならないものとする。

(運用方法)

- 信託銀行との信託契約（運用方法を特定しないもの）、投資顧問会社との投資一任契約、有価証券の売買（株式を除く）等の方法により安全かつ効率的に行わなければならないものとする。

(受託者責任)

- 理事長及び理事に、慎重な専門家の注意義務、忠実義務、秘密保持義務を課す。